

別紙様式7-1 入札説明書(物品売買)

入札説明書

舞鶴赤十字病院における入札公告に基づく一般競争入札については、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 令和7年11月21日(金)

2. 契 約 者 京都府舞鶴市字倉谷427番地
舞鶴赤十字病院
院長 片山 義敬

3. 競争入札に付する事項

- | | | |
|-------------|---|------------------------|
| (1)件 | 名 | 日本ストライカー(株)製 L12光源装置一式 |
| (2)調達内容及び数量 | | 別紙仕様書のとおり |
| (3)納品及び設置場所 | | 本館2階手術室 |
| (4)納 品 期 限 | | 令和8年4月30日(木) |

※詳細は仕様書のとおり

4. 競争入札参加資格

(1)競争入札に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア)契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ)競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ)落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ)監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ)正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ)契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ)前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(ク)公告の日から起算して過去10年以内に一度も当院と取引を行った実績がない者

(2)舞鶴赤十字病院の競争入札参加資格者の資格等級において、「(2)物品の販売」の「219 医療用機器」でC等級以上の認定を受けていること。

(3) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は京都府内で行われた不正行為等に基づき、京都府若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、京都府及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 担 当 部 局

所 在 地 : 〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷427番地

施 設 名 : 舞鶴赤十字病院

担 当 者 : 財務課 調度係長 佐藤史昌

T E L : 0773-75-8109

e-mail : choudo8109@maizuruh.jrc.or.jp

6. 入札参加表明書の提出及び競争入札参加資格の確認等

(1) 本件競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加申請書・委任状を提出するとともに、上記4(2)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、競争入札参加資格の認定通知の写しを提出しなければならない。なお、提出期限までに入札参加表明書及び競争入札参加資格の認定通知の写しを提出しない者は、本件競争入札に参加することができない。

ア 提出期間: 令和7年11月21日(金)～令和7年12月05日(金)

土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分

イ 提出場所: 上記5に同じ

ウ 提出方法: 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。ただし、電子メールの場合は記名・押印がされた原本を後日、持参又は郵送すること。

(2) 本件競争入札の参加希望者で、上記4(2)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格の審査を受けることができる。申請書については舞鶴赤十字病院ホームページを参照のこと。

ア 提出期間: 令和7年11月21日(金) ～ 令和7年12月03日(水)

土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分

イ 提出場所: 上記5に同じ

ウ 提出方法: 申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送すること。

エ 提出部数: 1部

オ 競争入札参加資格の確認

申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は入札日までに通知する。通知は電

話あるいは電子メールにより送付後、郵送する。

7. 入札説明書等に対する質問及び回答

【※質問及び回答期間は、参加申請締切後に設定すること。回答にあたっては参加者名を伏せて全参加者の質問に対する回答を送付すること】

(1)入札説明書、仕様書に対する質問がある場合は、次に従い質疑書により書面及び電子データで提出すること。なお、質問がない場合でも「質問なし」と記載して提出すること。

ア 受付期間: 令和7年11月21日(金)～令和7年12月05日(金)

土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分

イ 提出場所: 上記5に同じ

ウ 提出方法:

(ア)書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電話又は口頭によるものは受け付けない。ただし、電子メールの場合は記名・押印がされた原本を後日、持参又は郵送すること。

(イ)書面に併せて電子データにより質問事項(質問番号・質問箇所・質問事項を列にとり、改行は不要、様式は問わない。)を提出すること。なお、書面又は電子データのための提出は認められない。(電子データ提出先: choudo8109@maizuruhjrc.or.jp)

エ 提出時の留意事項

質問回答送付用封筒(表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った角2号封筒)を併せて提出すること。なお、質問回答送付用封筒の提出がない場合は、メールによる電子データ(PDF形式)のみの回答とする。

(2)質問に対しては、下記により回答する。

ア 回答期日: 令和7年12月8日(月)

イ 回答方法: メールにより電子データ(PDF形式)を送付後、希望があれば書面も郵送する。

8. その他確認書類等

仕様書に基づく品目が提供できることを証明するため、提供予定の物品が確認できる書類(カタログ等)、下見積書(様式は指定しないが、品目、数量、単価〔定価も記載すること〕、運搬及び搬入据付費を明示すること。また、「出精値引き△〇〇〇円」、「端数処理△〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないこと。)を各1部提出すること。提出がない場合には、本件競争入札に参加することができないものとする。なお、本件提出の見積書は入札価格を拘束するものではないこと。

ア 提出期間: 令和7年11月21日(金)～令和7年12月05日(金)

土曜、日曜及び祝日を除く 8時30分～17時00分

イ 提出場所: 上記5に同じ

ウ 提出方法: 持参すること

9. 入札及び開札の日時並びに場所等

日 時： 令和7年12月12日(金) 9時30分

場 所： 〒624-0906

京都府舞鶴市字倉谷427番地 舞鶴赤十字病院 管理棟2階第一会議室

(3)その他:入札場所への入場は1業者につき2名以内とする。

10. 入札方法等

(1)入札参加者は入札書(様式10)をもって入札することとし、入札書は持参すること。郵送又はFAXによる入札は認めない。

(2)代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状を入札時に提出すること。

(3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

【※下線部分については、消費税率及び地方消費税率の改正があった場合は、当該契約に適用される消費税率及び地方消費税率を記載すること。】

(4)第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。

(5)入札執行回数は、3回を限度とする。

【※入札心得第10条により入札執行回数は、原則として3回(再度入札2回)を限度としていること。】

11. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

12. 入札の無効

本件入札の公告の日から、落札者の決定の時までの間に、照会窓口以外の日本赤十字社役員・職員に対し、本件に関する接触を求めた者の入札、入札公告及び本入札説明書に示した一般競争入札に参加することができない者の入札又は競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約者により競争入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

13. 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期・中止・取消しをすることがある。

- (1)天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2)入札が適正に行われないおそれ又は行われなかったおそれがあると認めるとき。
- (3)その他やむを得ない事情が生じたとき。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 手続における交渉の有無 無。

16. 契約書作成の要否等

別添「契約書(案)」により、契約書を作成するものとする。

17. 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

18. その他

- (1)入札参加者は、入札公告、本入札説明書及び入札心得を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
 - (2)本件競争入札参加資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
 - (3)申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした場合においては、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づく指名停止を行なうことがある。
 - (4)本入札説明書、入札心得等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
 - (5)入札心得の第3条、第6条第4項、第12条については、適用しない。
- 【※入札保証金、見積内訳明細書の提出、契約履行保証を条件としない場合に記載すること】
- (6)入札改札結果については、院内掲示板に掲示することとする。